

吉野川水系河川整備計画

～策定に向けたとりくみ～

ニュースレター



四国地方整備局では、現在「吉野川水系河川整備計画」の策定に向けた取り組みを行っています。

第2回吉野川流域住民の意見を聴く会を1月27日、2月3日（追加開催）、4日に、第2回吉野川流域市町村長の意見を聴く会を2月5日に開催し、「吉野川水系河川整備計画【修正素案】」について住民や市町村長の方々からご意見をお聴きしました。

■住民の意見を聴く会

～概要～

●中流域

開催日：平成19年1月27日

13:00～18:00

開催場所：三好市中央公民館

参加人数：47名



●下流域

開催日：平成19年2月4日

13:00～17:05

開催場所：北島町公民館

参加人数：51名



■市町村長の意見を聴く会

～概要～

●下流域

開催日：平成19年2月5日

13:00～15:25

開催場所：徳島県建設センター

参加人数：10名

傍聴人数：19名



開催日：平成19年2月3日

13:00～18:25

開催場所：JA会館

参加人数：86名



下流域会場（1月21日開催）の
追加開催を行いました。

「第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会」（中流域・下流域）
「第2回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会」（下流域）
を開催しました。

「吉野川の河川整備（国（直轄）管理区間）」の検討

学識経験者からの意見

吉野川学識者会議

吉野川に関する専門的立場の学識経験者の方から意見を聴取するため「吉野川学識者会議」を開催します。

本会議の委員は、吉野川の現状や課題等を踏まえ「治水」、「利水」、「環境」、「地域と文化」等の各分野の学識経験者で構成します。



流域住民の方々からの意見

吉野川流域住民の意見を聴く会

流域住民の方々に参加頂き、流域内の6箇所（上流域で2箇所、中流域で1箇所、下流域で3箇所）で開催します。

パブリックコメント

より多くの流域住民の方々から意見を頂くため、ホームページ、FAX、郵送による意見聴取を実施します。

公聴会

流域住民の方々から河川整備に係わる様々な意見や要望を発表して頂く、公聴会を開催します。

関係市町村長からの意見

吉野川流域市町村長の意見を聴く会

関係市町村から様々な意見を丁寧に聴取するため、上流域、中流域、下流域の3つの地域で、関係する市町村長に参加頂き「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」を開催します。



※吉野川流域住民の意見を聴く会の様子

河川管理者
(国土交通省四国地方整備局)

《情報の公開・共有》
◇意見を聴く会等の公開実施
◇ホームページの開設(会議資料の公開)
◇ニュースレターの発行等

「吉野川水系河川整備計画」策定の流れ

吉野川の河川整備（国（直轄）管理区間）

現在は
この段階です

《第1回》
平成18年6月27日～9月30日

●学識者会議（1回）
●流域市町村長の意見を聴く会（3回）
●各会場のご意見を共有
●ご意見を整理し、素案への反映
●素案の説明
●国交省の考え方を説明
●ご意見をお聴きする

《第2回》
平成18年12月下旬～

●学識者会議
●流域市町村長の意見を聴く会
●各会場のご意見を共有
●ご意見を整理し、修正素案への反映
●国交省の考え方を説明
●質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きする。

《第3回～》
●学識者会議
●流域市町村長の意見を聴く会
●各会場のご意見を共有
●ご意見を整理し、修正素案への反映
●国交省の考え方を説明
●質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きする。

《公聴会》

必要に応じ、このような取り組みを繰り返し実施

関係市町村長

意見

吉野川水系河川整備計画の策定

徳島県知事
香川県〃
愛媛県〃
高知県〃
からご意見をお聴きする

吉野川の河川整備（抜本的な第十堰の対策のあり方）

- ・戦後最大規模となった平成16年の洪水についての分析をはじめとして、必要な基礎調査の実施
- ・これらの結果を踏まえて検討・評価

第2回
吉野川流域住民の意見を聴く会（中流域・下流域）
で頂いたご意見より

1月27日 三好市中央公民館

- 東みよし町毛田地先の川幅は狭いように思うので、掘削により川を広くし、水位の盛り上がりを少なくしてほしい。毛田地先の築堤がいつ頃できるのか聞かせてほしい。
- 現在の環境について、データを示して、それをさらに保全してほしい。
- 人と竹林の共生ということをテーマに30年先までこの良い状態を保っていくため、一生懸命考えて取り組んでほしい。
- 今、生活が脅かされるような状況の人もいるので、この整備計画は実行されなければ何にもならない。

2月4日 北島町公民館

- 今切港周辺（今切川）の無堤地区に堤防を早期に整備していただきたい。
- 異常気象が生じた場合に堤防が耐えられるのか。生命と財産を守るために、将来の異常気象を見据えた対策の考え方にはべきではないか。
- ゴミの不法投棄について、罰則規定がありながら有効に機能されていない。ゴミの不法投棄の取り締まりを厳しく当たっていただきたい。

下流域会場（1月21日開催）の
追加開催を行いました。

「吉野川水系河川整備計画【修正素案】」について、流域住民の皆様からの
ご意見を募集しています。
ホームページをご覧いただき、ご意見をお寄せください。

平成19年2月 発行 国土交通省 四国地方整備局
〒760-8554 高松市サンポート3番33号 tel.087-851-8061（代表）

第2回
吉野川流域市町村長の意見を聴く会（下流域）
で頂いたご意見より

2月5日 徳島県建設センター

- 予算枠を拡大し、やるべきことはやる必要がある。
- 避難・人的被害を防止する体制の推進のためにも、わかりやすい防災用語の定義を定着させてほしい。
- 30年の計画の中で、10～15年以内の計画をつくってほしい。
- 住民が安心、安全で暮らせるように早く堤防を整備してほしい。

2月3日 JA会館（徳島市）

- 抜本的な第十堰の対策のあり方を除くという前提や、この会議の進め方の方式で本当に住民の意見を反映した計画の策定ができるのか。
- この整備計画について、自分の思っている意見を出して、その出てきた意見をまとめるのは、国土交通省の仕事である。決められたルールどおり、この会議を進めていただきたい。
- 堤防の位置の決め方というのは、一体どのような方法で決められているのか。この整備計画のつくり方自体が遊水地の議論を閉ざしているのではないか。
- 水質の観点から廃棄物の対策についての考え方を教えていただきたい。自分たちの川であるという意識を流域の皆さんがないと、廃棄物の取り締まりには限界がある。

※誌面の関係上頂いたご意見全ての記載はできませんでした。
後日、ホームページに速記録を公開いたします。

- 「吉野川水系河川整備計画【修正素案】」については、国土交通省の関係機関及び各市町村の窓口で閲覧いただけるほか、ホームページからダウンロードすることもできます。
- 今後の予定については、ホームページや、テレビ、新聞、ラジオ放送などを通じてお知らせ致します。
ホームページ <http://www.yoshinoriver.info>